大館市桜櫓館維持管理及び運営業務

公募型プロポーザル実施要領

秋田県大館市

令和６年１月

**【目次】**

１.目的

２.業務概要

３.基本条件及び評価方式

４.プロポーザルに参加するための応募要件

５.実施スケジュール

６.参加表明書の提出及び参加資格の結果通知

７.質問書の提出及び回答

８.現地説明会

９．企画提案書の提出

１０.ヒアリング審査の方法及び結果等の通知

１１．失格事項

１２．契約

１３．その他

１４．選定評価基準

１５．担当部局

**１．目的**

この実施要領は、大館市桜櫓館の利用者の利便性向上や多様な利活用の推進のため、以下のとおり維持管理及び運営業務を行う事業者を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

**２．業務概要**

（１）業務名：大館市桜櫓館維持管理及び運営業務

（２）発注者：大館市長　福原　淳嗣

（３）業務内容：①施設及び設備の維持管理

　　　　　　　　 ②利用者の対応及び案内

③利用者の利便性向上や多様な利活用の促進に係るイベント等の企

画及び実施

　　　　　　　　　※詳細は、別紙「大館市桜櫓館維持管理及び運営業務仕様書」に記載

（４）業務期間：令和６年４月１日から令和７年３月３１日まで

なお、大館市と事業者が合意した場合は３年以内の期間で契約を更新できるものとする。その場合、事業者は業務期間終了の１か月前までに契約更新手続きを行い、大館市がその決定を行うものとする。

（５）契約上限額：￥２，０１１，８１１－

**３．基本条件及び評価方式**

（１）基本条件

　　　　本業務の発注者は、事業者から提出を受けた参加表明書等の確認及び大館市桜櫓館維持管理及び運営業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が実施する企画提案書等の評価及びヒアリング審査の結果に基づき最優秀提案者（１者）及び優秀提案者（１者）を決定する。なお、最優秀提案者を本業務の優先交渉権者に、優秀提案者を次点交渉権者に選定する。

（２）評価方式

　　　公募型プロポーザル方式により評価する。

**４．プロポーザルに参加するための応募要件**

　　本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる参加資格要件（以下「参加資格」という。）の全てを満たす者とする。

（１）大館市内に本社、支社、事業所のいずれかを有すること。

（２）地方自治法施行令（昭和22年政令第26号）第１６７条の４の規定のいずれにも該当しない者であること。

（３）会社更生法又は民事再生法等による手続を行っていないこと。

（４）市税等滞納していないこと。

（５）大館市から指名停止措置を受けていないこと。

（６）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団でないこと及び同条第６号に規定する暴力団員でない者で構成されていること。

（７）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条に規定する風俗営業、接待飲食等営業及び性風俗関連特殊営業若しくはこれらに類する業を営む者でないこと。

**５．実施スケジュール**

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 期限・締切日等 |
| 公告 | 令和６年　１月　４日（木） |
| 参加表明書の提出期間 | 令和６年　１月　４日（木）　　　　から  令和６年　１月１７日（水）午後５時まで |
| 質問書の提出期間 | 令和６年　１月　４日（木）　　　　から  令和６年　１月１７日（水）午後５時まで |
| 現地説明会参加申込書の提出期間 | 令和６年　１月　４日（木）　　　　から  令和６年　１月１７日（水）午後５時まで |
| 質問書の回答 | 令和６年　１月２６日（金） |
| 現地説明会 | 令和６年　１月２９日（月）午後１時から |
| 参加資格の結果通知 | 令和６年　２月　２日（金） |
| 辞退届の提出期限 | 令和６年　２月　９日（金）午後５時まで |
| 企画提案書の提出期間 | 令和６年　２月　５日（月）　　　　から  令和６年　２月　９日（金）午後５時まで |
| ヒアリング審査 | 令和６年　２月２２日（木）予定 |
| 審査結果の通知 | 令和６年　３月　１日（金）予定 |
| 契約手続き | 令和６年　３月中旬予定 |

※上記日程に変更等がある場合は、関係者に対して連絡する。

**６．参加表明書の提出及び参加資格の結果通知**

（１）提出期間

　　　　令和６年１月４日（木）から令和６年１月１７日（水）午後５時までとする

（２）提出書類

①参加表明書（様式１）

②誓約書（様式２）

③登記事項証明書（法人）又は営業証明書（個人）（発行後３カ月以内のもの）

④印鑑証明書（法人）又は印鑑登録証明書（個人）（発行後３カ月以内のもの）

⑤財務諸表（直近３カ年分、貸借対照表及び損益計算書）

⑥国税及び地方税の納税証明書（未納の税額がないことの証明）（正本）

※納付すべき税額がない場合も必須

（３）提出方法

　　　　郵送又は持参にて担当部局に提出書類を提出すること。郵送の場合は令和６年１月１７日（水）必着とする。持参の場合は閉庁日を除く。

（４）参加資格の確認及び結果通知

　　　　参加表明書に添付されている書類から参加資格に合致する者か確認し、結果を令和６年２月２日（金）に電子メールにて速報し、後日書面により通知する。

（５）留意事項

①郵送の場合、封筒の表に本プロポーザルに係る書類が入っていることが分かるように明記すること。

②定められた様式以外での参加表明は、一切行わないこと。

③郵送、持参以外での参加表明は、一切行わないこと。

④提出書類受領時に、受付印の押印及び受付番号を記載した参加表明書の複写コピ

ーを交付することにより受領確認とする。郵送の場合には、速やかにFAXにて複

写コピーを送付し、受領確認とする。

⑤応募に係る一切の経費については、応募者側の負担とする。受理した提出書類等

は、選考結果に関わらず一切返却しない。

⑥使用する言語、通貨、時間、及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及

び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とすること。

⑦提出期間以降における書類の差替え及び再提出は認めないものとする。

**７．質問書の提出及び回答**

（１）提出期間

　　　　令和６年１月４日（木）から令和６年１月１７日（水）午後５時まで

（２）提出書類

　　　　公募型プロポーザル実施要領等に関する質問書（様式３）

（３）提出方法

　　　　郵送又は電子メールにて担当部局に提出書類を提出すること。郵送の場合は令和６年１月１７日（水）必着とする。電子メールの場合は、送付後、電話による確認を行うこと。（閉庁日を除く）

（４）回答方法

　　　　質問に対する回答は、一括して回答書に取りまとめ、令和６年１月２６日（金）に電子メールにて送付する。また、回答書は参加表明書を提出した事業者に送付する。

（５）回答の取扱い

　　　　質問の回答については、必要に応じて、本実施要領への追加または変更事項として取扱うものとする。

（６）留意事項

　　　①郵送の場合、封筒の表に本プロポーザルに係る書類が入っていることが分かるように明記すること。

②電子メールの件名は、「プロポーザルに関する質問書」と明記すること。

　　　③定められた様式以外での質問は、一切行わないこと。

　　　④郵送、電子メール以外での質問は、一切行わないこと。

**８．現地説明会**

（１）開催日時及び場所

　　　　令和６年１月２９日（月）午後１時から、大館市桜櫓館（大館市字中城１３番地３）にて行う。

（２）参加申込書提出期間

　　　　令和６年１月４日（木）から令和６年１月１７日（水）午後５時まで

（３）提出書類

　　　　現地説明会参加申込書（様式４）

（４）参加申込方法

　　　　郵送又は電子メールにて担当部局に提出書類を提出すること。郵送の場合は令和６年１月１７日（水）必着とする。電子メールの場合は、送付後、電話による確認を行うこと。（閉庁日を除く）

（５）留意事項

①郵送の場合、封筒の表に本プロポーザルに係る書類が入っていることが分かるように明記すること。

②電子メールの件名は、「プロポーザルに関する現地説明会申込書」と明記すること。

③定められた様式以外での申込みは、一切行わないこと。

④郵送、電子メール以外での申込みは、一切行わないこと。

**９．企画提案書の提出**

（１）提出期間

　　　　令和６年２月５日（月）から令和６年２月９日（金）午後５時まで

（２）提出書類

①企画提案書類提出書（様式６）

②会社概要及び事業実績（様式７）

③提案書（任意様式・Ａ４判で片面印刷・左綴じとしてください。ただし必要に応じてＡ３判（横）での印刷可とする。Ａ３判を使用する場合は、折り込みすること。）

※提案書は、本要領「１４．選定評価基準」及び別添の「大館市桜櫓館維持管理及び運営業務仕様書」に基づき提案すること。

（３）提出方法

　　　　郵送又は持参にて担当部局に提出書類を提出すること。郵送の場合は、令和６年２月９日（金）必着とする。持参の場合は閉庁日を除く。

　　　　提出期間内に提出しない者は、辞退したものとみなす。

（４）留意事項

①提出できる企画提案は１案までとする。

②提出部数は、正本１部、副本８部とする。

③正本のみ代表者印を押印すること。

④定められた様式以外での企画提案は、一切行わないこと。

⑤郵送、持参以外での企画提案は、一切行わないこと。

⑥参加事業者を識別でき得る情報（社名、ロゴ、製品名等）を含んではならない。

⑦郵送の場合、封筒の表に本プロポーザルに係る書類が入っていることが分かる

ように明記すること。

⑧応募に係る一切の経費については、応募者側の負担とする。受理した提出書類等

は、選考結果に関わらず一切返却しない。

⑨提出書類受領時に、受付印の押印及び受付番号を記載した企画提案書の複写コピ

ーを交付することにより受領確認とする。郵送の場合には、速やかにFAXにて複

写コピーを送付し、受領確認とする。

⑩使用する言語、通貨、時間、及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及

び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とすること。

⑪提出期間以降における書類の差替え及び再提出は認めないものとする。

**１０．ヒアリング審査の方法及び結果等の通知**

（１）開催日時及び場所

日時、会場及び留意事項等の詳細については、別途通知する。

実施予定日：令和６年２月２２日（木）

（２）審査方法及び項目

　　　　審査委員会は、参加者が行う企画提案について、下記の審査項目に基づき、ヒアリングによる審査を実施するとともに、その内容により評価点を加点し、最優秀提案者（１者）及び優秀提案者（１者）を決定する。

　　　　審査項目は以下のとおりとする。

①基本方針

②業務体制

③管理計画

④運営計画

⑤特定テーマ

⑥プレゼンテーション

　　　　ただし、⑤特定テーマの小計（３０点）及び評価点合計（８５点）の６割を最低基準点とし、最低基準点に満たない対象者については、最優秀提案者及び優秀提案者に決定しないものとする。

（３）留意事項

①ヒアリング審査は、参加表明書を受領した順番で行い、参加者名は伏せて行うものとする。

②説明者は本業務に従事を予定している者で３人以内とする。代理者の出席及び指定されたもの以外の出席は認めない。

③持ち時間は１者あたり準備及び説明を２０分、質疑応答を１０分程度とする。

④企画提案の説明は、提出済みの企画提案資料に記載した内容の範囲内で行うものとし、追加の提案等は認めない。ただし、質疑応答において質疑に回答するために、詳細にあるいは補足的に説明することは認める。

⑤説明者は企業や個人を特定することができる服装及び言動（具体的な企業及び個人名や実績）をしてはならない。

⑥企画提案は、プロジェクターを使用しスクリーンに投影しながら説明することを認めるが、企画提案書を提出した後の加筆、修正等は認めない。ただし、企画提案書の内容を、プロジェクターにより投影する企画提案用データに再構築することは認める。

⑦参加者が、企画提案を行うために定めた所定の時間までに会場に参集しなかった場合は、参加の意思がないものとみなし評価の対象から除外するものとする。

⑧スクリーン及びプロジェクター並びにパソコンは担当部局が用意するが、プロジェクター及びパソコンについては持ち込みを認める。

（４）審査結果等の通知

　　　　ヒアリング審査結果は、令和６年３月１日（金）（予定）に最優秀提案者を大館市ホームページに掲載し、後日書面により参加者へ通知する。

**１１．失格事項**

　　次のいずれかに該当するときは、失格とする場合がある。また、指名停止措置を行う場合があるものとする。

（１）民法（明治29年法律第89号）第９０条（公序良俗違反）、第９３条（心裡留保）、第９４条（虚偽表示）又は第９５条（錯誤）に該当するとき。

（２）提出書類に虚偽の内容が記載されていたとき。

（３）本実施要領で示された提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があったとき。

（４）審査委員会の委員に直接または間接に連絡を求めたとき。

（５）選考の公平さに影響を与える不誠実な行為があったと認められるとき。

（６）誤字、脱字等により必要事項が確認できないとき。

（７）その他、企画提案に関する条件に違反したとき。

**１２．契約**

　　最優秀提案者の選定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。

　　ただし、選定された者が契約締結までの間に国または地方公共団体から入札参加資格停止の処分を受けた場合など参加資格要件を満たさないと認められたときは、優秀提案者として次点交渉権者に選定した者を選定された者とみなして契約の交渉相手先とする。

　　なお、契約時における「大館市桜櫓館維持管理及び運営業務仕様書」は、最優秀提案者に選定された事業者の企画提案内容に応じて、仕様を変更できるものとする。

また、選定された者は、契約の際に見積書を提出するものとする。

**１３．その他**

（１）参加辞退に関すること

　　　　参加表明書を提出した者がこれを辞退する場合には、「辞退届」（様式５）により担当部局へ申し出ること。「辞退届」の提出期限は、以下のとおりとする。

　　　①辞退届を提出する期限は令和６年２月９日（金）午後５時までとする。

　　　②辞退届を提出する場合、郵送又は持参により提出すること。

（２）提出書類の取扱いについて

　　　　参加者が提出した書類等の著作権については、参加者に帰属するものとするが、本プロポーザル手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、提出書類の複製、記録及び保存等を行うことができるものとする。また、最優秀提案者となった者の企画提案書については、大館市ホームページに公開するものとする。

（３）異議の申し立て

　　　　評価の経緯及び結果についての異議申し立てについては、受け付けないものとする。

（４）公正な企画提案の確保について

　　　　参加者は、企画提案において以下のとおり公正性の確保に努めること。

　①私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

　　　②参加者は、企画提案にあたって、競技を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について相談を行ってはならない。

③参加者は、候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。

④参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案競技を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案競技に参加させず、又は執行を延期し若しくは取りやめる場合がある。

**１４．選定評価基準**

　　ヒアリング審査の基準は、以下のとおりである。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 審査項目 | | 配点 |
| 基本方針 | ・管理、運営へ取組む基本的な考え方、意欲及び方針が示されているか | １０ |
| 業務体制 | ・本業務に係る体制及び組織について具体的に示されているか  ・事業者の経営方針等は、公共施設の管理運営に相応しいものであるか | １０ |
| 管理計画 | ・施設及び設備の管理方法が具体的に示されているか  ・非常時、緊急時における対応が具体的に示されているか | １０ |
| 運営計画 | ・実施予定のイベントや催し物の企画内容及び周知方法が示されているか  ・利用者の入館手続き、館内説明等の対応が示されているか  ・利用者要望を把握し、業務へ反映させる方法が示されているか  ・貸館利用に係る事務手続きにおいて効率的な手続き方法が示されているか | ２０ |
| 特定テーマ | ・国登録有形文化財である施設の特性を生かした事業が示されているか  ・利用者の増加及び利便性向上に向けた独自提案が示されているか  ・多様な利活用の推進に向けた独自提案が示されているか | ３０ |
| プレゼンテーション | ・提案資料が分かりやすく、説明に説得力があるか | ５ |
| 合計 | | ８５ |

**１５．担当部局**

　　大館市建設部まちづくり課歴史まちづくり係

〒017-0044 大館市御成町三丁目6-31

電話　0186-43-7135　　FAX　0186-59-6840

電子メール　[rekisimati@city.odate.lg.jp](mailto:kankou@city.odate.lg.jp)